

議案第 87 号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 21 年 2 月 16 日提出

市川市長 千葉 光 行

記

整理 番号	路線名	起 点	延長 (m)	幅員 (m)
		終 点		
1	9 地区	相之川一丁目 9 0 0 番地先	2,576.10	4.45 ~ 10.35
	4 2 0 号	下新宿 3 番地先		
2	9 地区	本行徳 6 番地先	200.40	3.15 ~ 4.68
	4 2 1 号	本行徳 1 8 2 番地先		

理 由

常夜灯地区周辺整備事業に伴い、市道の一部に機能の喪失及び道路線形の変更が生じ、市道を再編成するため廃道する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 87 号参考図

